

# 更新登録申請書

(第3期 民事信託士)

一般社団法人民事信託士協会 御中

私は、下記の通り、民事信託士登録規程第4条及び第5条に定める更新登録のために受講すべき研修等を修了しましたので、民事信託士登録規則第16条に定める更新登録のための手数料を添えて、民事信託士の更新登録申請をします。

年 月 日

※申請期限は2020年12月31日

民事信託士 第3期

(登録番号<sup>※1</sup>)

氏 名 ⑩

**1 指定研修** <sup>※2</sup> 出席された研修会にチェック☑を入れてください。

※ 2020年10月民事信託士更新研修以外は1単位となります。

- 2018年1月20日(土) 14:00～ 関西民事信託研修会  
会場：TKP京都四条烏丸カンファレンスセンター
- 2018年9月15日(土) 14:00～ 民事信託実務入門講座兼公開セミナー  
会場：中央大学駿河台記念館 講師：中央大学法学部 新井 誠 教授 等
- 2018年12月9日(日) 13:30～ 中部民事信託研修会  
会場：四日市市総合会館 基礎講義、ディスカッション及び発表・討論 等
- 2018年11月4日(日) 13:00～ 東北「民事信託」研修会  
会場：宮城県建設会館 講師：弁護士/民事信託士 遠藤英嗣氏、山中真人氏 等
- 2019年2月16日(土) 13:00～ 九州民事信託研修会  
会場：天神クリスタルビル 講師：弁護士/民事信託士 遠藤英嗣氏、山中真人氏等
- 2019年4月10日(水) 18:30～ 公開セミナー「民事信託の魅力と可能性」  
会場：中央大学駿河台記念館 講師：中央大学法学部 新井 誠 教授
- 2019年7月27日(土) 13:30～ 中国ブロック民事信託研修会  
会場：広島司法書士会館 講師：弁護士・民事信託士 山中真人等
- 2020年9月～ 宮城県青年司法書士会 民事信託連続研修

- 2020年10月 民事信託士更新研修 (2単位となります)
- 2020年12月5日(土) 13:30～ 公開セミナー「民事信託の現状と課題  
－可能性と危険性－」講師 同志社大学法科大学院 佐久間 毅 教授 ZOOM

**2 代替研修** ※<sup>3</sup>～※<sup>5</sup> 出席された講座等にチェック☑を入れてください。

※認められる受講等時期は民事信託士登録後2020年12月31日まで

※ 以下は全て1単位となります。

- 2018年4月～2020年12月 民事信託実務入門講座又はテーマ別民事信託実務研究会の4回以上出席(2018年9月15日第6回、2019年4月10日第1回及び2020年12月5日第8回を除く)
  - 1単位分(出席日: 年月日、年月日、年月日、年月日)
  - 1単位分(出席日: 年月日、年月日、年月日、年月日)
  - 1単位分(出席日: 年月日、年月日、年月日、年月日)
- 2018年 事例研究委員会に参加した上で実務入門講座にて事例発表(発表者)
- 2019年 //
- 2020年 //
- 2018年 テーマ別民事信託実務研究会にて報告(報告者を務める)
- 2019年 //
- 2020年 //
- 2018年 民事信託士検定のチューター又はサブチューターを務める
- 2019年 //
- 2020年 //

その他、民事信託に関する講演・研究会の講師又は発表者、書籍等執筆について記載

	日付(年月日,時期) 主催者、出版社等	内容(研修名及びその概要, 講演タイトル,書籍名等)	研修会場(班) 聴講対象者等	備考
<input type="checkbox"/> 1				
<input type="checkbox"/> 2				
<input type="checkbox"/> 3				

- 民事信託士協会又は民事信託推進センターの理事又は監事

※1～5は、別紙「更新登録申請書記載に当たっての注意事項」を御参照下さい。

以上

## 更新登録申請書記載に当たっての注意事項

更新登録のために受講すべき研修等に関しては下記の事項につき御注意下さい。  
指定研修と代替研修の合計で3単位以上になるように記載し、申請してください。

- ※1 ご自身の登録番号は、登録の際に交付した登録証に記載されております。登録番号が分からない方は、空欄でも構いません。

### 【1 指定研修】

- ※2 指定研修とは、公開セミナー、シンポジウムなど事前に当協会が指定研修として特に指定したものをいいます。該当する研修を申請書様式にリストアップしていますので、出席された場合はチェックして下さい。また、2020年1月以降の指定研修については、適宜HP等でご案内します。

### 【2 代替研修】

代替研修とは、民事信託士登録規程第5条第2項に記載された研修をいい、指定研修を3回以上受けられなかった場合、これらに該当する研修等が指定研修の代替となります。対象になるものを申請書様式にリストアップしていますので、出席や報告等をされた場合はチェックして下さい。また、これらのリスト以外については、適宜枠内に記載ください。

- ※3 「事例研究委員会」や「テーマ別研究会」委員の場合は、委員会又は研究会の主催者（座長）または発表者をいい、単なる出席者は該当しません。
- ※4 「民事信託に関する講演・研究会の講師又は発表者」に該当する方は、講演等した日付や具体的な講演内容及び場所を記入して下さい。また、聴講対象者の所属や属性、人数等を備考欄に記入して下さい。
- ※5 「民事信託に関する書籍の執筆」に該当する方は、書籍名、出版社、出版年月を記入して下さい。

以 上